

落とし物や拾い物の取扱いについて



坂井西警察署会計課

Q 落とし物や忘れ物をしたらどうすればいいの？

A 【落とし物や忘れ物をされた方へ】

落とし物や忘れ物をしたと思う施設や最寄りの警察署又は交番・駐在所に問い合わせてください。

また、警察署又は交番・駐在所に遺失の届出をしてください。



各都道府県ホームページにアクセスしていただくと、各都道府県内で取り扱われた拾得物に関する情報を見て、**落とし物や忘れ物を探すことができます。**

Q 拾い物をしたらどうするの？

A 道路などで拾い物をした際は、速やかに、最寄りの警察署又は交番・駐在所に届け出てください。

買い物中などにお店で拾い物をした際には、速やかに、拾い物をしたお店に交付してください。

これは、「**遺失物法**」という法律により、規定されています。

【拾い物をした方(お店の方)の権利】

☆ 遺失物法には、拾い物(拾得物)をした人(施設)については、落とし主が3ヶ月間現れなかったときに、その物をもらう権利があると規定されています。

※ 個人情報が入った物(携帯電話やカード類等)については、もらうことができません。

☆ また、拾い物をした方には、落とし主に対してお礼を請求する権利があるとも規定されています。

お店（施設管理者）の方へのお願い

- お店の中で拾い物の交付を受けた、
または落とし物を発見した際には、
速やかに警察署等へ提出してください。

また、警察署等へ提出するまでの間、

善良な管理者の注意をもって取り扱うように規定されています。

- お店の中や施設内での拾い物の交付を受けた場合は、拾い物をした方に拾い物に関する権利の確認をお願いします。

その際、拾い物をした方の名前や連絡先等を伺ってください。

- 拾い物をされた方から預り書の交付を求められた際は、預り書を交付してください。

- ※ 拾い物を警察に届け出る際は、拾い物に関する事項、施設及び拾得者に関する事項を記載した提出書を添えて提出してください。



ご不明な点は坂井西警察署会計課までお問い合わせください。

0776-82-0110

遺失物法における遺失物の取扱いの流れ

